◇**福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律**（法律第二〇号）（復興庁）

1　認定事業者に対する課税の特例

避難指示（帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域の設定の指示に限る。）の対象となった区域内に平成二三年三月一一日においてその事業所が所在していた個人事業者又は法人であって、企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕（以下「施設の新設等」という。）をするものが、当該施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二三年法律第二九号）で定めるところにより、課税の特例の適用があることとした。（第二〇条第三項第二号及び第二五条関係）

2　公営住宅法の特例等

㈠　公営住宅に係る国の補助の特例

事業主体が、避難指示区域又は避難解除区域（以下「避難指示・解除区域」という。）に存する住宅に平成二三年三月一一日において居住していた者であって当該住宅の存した市町村に帰還するもの（以下「特定帰還者」という。）に賃貸又は転貸するため公営住宅の整備をする場合の補助の要件について特例を設けることとした。（第二七条関係）

㈡　公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例

特定帰還者について、公営住宅に係る入居者資格に係る要件の緩和を行うこととした。（第二八条関係）

㈢　特定帰還者向け公営住宅等の処分の特例

帰還環境整備交付金等を充てて特定帰還者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅について、処分の要件の緩和を行うこととした。（第二九条関係）

㈣　独立行政法人都市再生機構法の特例

独立行政法人都市再生機構は、福島の地方公共団体からの委託に基づき、特定帰還者に対する住宅及び宅地の供給に係る業務を行うことができることとした。（第三〇条関係）

㈤　独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、避難指示・解除区域原子力災害代替建築物（住宅又は主として住宅部分から成る建築物が避難指示・解除区域内に存する場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分であって、当該避難指示・解除区域をその区域に含む市町村の区域内に存し、又は存することとなるものをいう。）の建設又は購入に必要な資金を貸し付けることができることとした。（第三一条関係）

3　一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画

㈠　避難解除区域等内の区域であって、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために復興再生拠点市街地（避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地をいう。以下同じ。）を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設（復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は特定公益的施設及び特定公共施設をいう。以下同じ。）を定めることができることとした。（第三二条第一項関係）

㈡　一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画において定める事項等を定めることとした。（第三二条第二項及び第三項関係）

4　帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置

㈠　避難指示・解除区域市町村（避難指示・解除区域をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）若しくは特定市町村（避難指示・解除区域市町村以外の福島の市町村であって放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価に関する事業等を実施する必要があるものをいう。以下同じ。）の長若しくは福島県知事は、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）を作成できることとした。（第三三条第一項関係）

㈡　帰還環境整備事業計画には、計画の目標、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する事項その他の事項を記載することとした。（第三三条第二項関係）

㈢　避難指示・解除区域市町村若しくは特定市町村又は福島県は、帰還環境整備事業計画に基づく事業又は事務の実施をしようとするときは、当該帰還環境整備事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならないこととし、国は、その実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、帰還環境整備交付金を交付できることとした。（第三四条第一項及び第二項関係）

㈣　帰還環境整備交付金を充てて行う事業又は事務に要する費用については、土地区画整理法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないこととした。（第三四条第三項関係）

5　重点推進計画に定める研究開発拠点に係る研究開発分野の追加等

福島県知事は、重点推進計画において、ロボットに関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出等に寄与する取組についても定めることとし、国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、ロボットに関する研究開発の推進等についてもこれを支援するために必要な施策を講ずることとした。（第八一条第一項及び第八四条関係）

6　住民の円滑な帰還の促進を図るための措置

国は、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備等の取組を支援するため必要な措置を講ずるとともに、避難指示区域内におけるイノシシその他の鳥獣による被害を防止するため必要な措置を講ずることとした。（第八八条及び第八九条関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二二九号）（内閣府本府）

1　平成二五年一〇月一五日及び同月一六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二三〇号）（復興庁）

1　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二七年法律第二〇号）の施行に伴い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととした。（第一条～第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。